

安芸太田町公告第34号

次のとおり公募型プロポーザルを実施するにあたり公告する。

令和8年5月27日

安芸太田町長 橋本博明

1 プロポーザルの目的

本プロポーザルは、安芸太田町（以下「本町」という。）筒賀地区で整備を検討している拠点施設を地域と一体となって推進していくため、地域活動の担い手となる人材の育成と組織化に取り組むとともに、都市部のまちづくり実践者等とのつながりを通じて、地域づくりへの住民の積極的な参加を促す機運醸成に取り組むに当たり、本町の意向を十分に理解した上で、民間事業者の豊富な経験、独自の技術やノウハウを活用し、優れた技術提案を公募型プロポーザルにより幅広く求め、優先交渉権者を選定することを目的とする。

2 業務概要等

- (1) 業務名 令和8年度つつが地域担い手育成支援業務
- (2) 業務概要 「つつが地域担い手育成支援業務仕様書」による。
- (3) 提案上限額 2,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）を限度額とする。
- (4) 履行期間 契約日の翌日から令和9年3月31日までとする。（検査期間を含む）
- (5) 履行場所 広島県山県郡安芸太田町大字上筒賀及び中筒賀地内

3 参加資格

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

(1) 共通事項

次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する事業者でないこと。
- イ 民事再生法(平成11年法律第225号)又は会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した場合、裁判所から更生手続き開始決定がされている事業者であること。
- ウ 当該業務の公示の日から契約までの間のいずれの日においても、広島県又は安芸太田町の指名除外措置又は下請制限措置の対象となっていないこと。
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第3条または第4条の規定に基づき、広島県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を役員、代理

- 人、支配人、その他使用人又は入札代理人として使用していないこと。
- オ 本公募開始日において、国税及び地方税を滞納していないこと。
- カ 広島県内に本社、支社、営業所及び事務所のいずれかを有していること。
- キ 本業務の遂行に当たり、専門的かつ十分な能力を有する者であること。
- ク 国、地方公共団体又は民間事業者と同種又は類似の業務を受託した実績があること。

(2) 競争入札参加資格に関する事項

次に掲げる要件のいずれかを満たしていること。

- ア 令和7・8年度安芸太田町競争入札参加資格審査を申請した事業者で、次の掲げる資格の認定を受けていること。

資格区分： 計画策定・調査（物品等）

業種区分：〔30201〕計画策定

〔30202〕調査・研究・検査・分析

〔30299〕その他計画策定・調査

- イ アを満たしていない事業者で、当該業務の履行が確実と認められる証拠書類が提出できること。

4 スケジュール等

(1) 募集開始（HPで周知）

令和8年5月27日（水）

(2) 参加希望書受付期間

令和8年6月12日（金）午後4時まで（必着）

(3) 提案書等の受付期間

令和8年6月19日（金）まで

(4) 審査（プレゼンテーション等）

令和8年6月23日（火）（予定）

「プロポーザル参加案内通知」にて確定した日程を通知する

(5) 選考結果通知

令和8年6月29日（月）（予定）

5 参加希望書の提出方法

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、次により参加希望書を提出すること。

(1) 提出書類

ア 次の書類に必要事項を記載の上、ホチキス綴じで提出すること。

イ 記載欄に記載しきれない場合は、別紙を付すこと。

ウ 記載内容の確認ができない場合は、実績を証明する書面の写し等、追加資料の提出を求められることがある。

プロポーザル参加希望書 様式1

会社概要書 様式 2

受注実績調書 様式 3

前記 3 項 (2) イに記載の証拠書類 前記 3 項 (2) アを満たしていない場合
以下は安芸太田町の入札参加資格者名簿に登載されていない場合に提出すること
法人の登記事項証明書又は登記簿謄本 (写しも可)

滞納のない旨の証明書 (本社の直近年度の法人税、消費税及び地方消費税)

滞納のない旨の証明書 (市町村民税)

本町に納税があれば本町のを、本町に納税がない場合は本店又は主たる営業所所在地のものを提出すること。

(2) 提出期限

令和 8 年 6 月 1 2 日 (金) 午後 4 時まで (必着)

(3) 提出先

安芸太田町役場 筒賀支所

〒731-3702 広島県山県郡安芸太田町大字中筒賀1693番地 1

電 話 : (0826)32-2121

F A X : (0826)32-2037

メール : jumin03@akiota.jp

(4) 提出方法

持参または郵送等とする。

郵送の場合は簡易書留郵便とし、上記提出期限までに到着したものに限り。

(5) 確認通知

提出書類 (前記 5 項 (1)) を確認し、参加資格確認結果通知書により、できるだけすみやかに電子メールにて通知する。(通知を受けた者は以下「プロポーザル参加者」という。)

提出された書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消す。

6 参加希望書に関する質問書の提出手続等

参加希望書の作成又は提出に関する質問がある場合は、「【様式 4】質問書」により提出すること。(簡易的なものについては電話可。)

(1) 質問書の提出期限

令和 8 年 6 月 5 日 (金) 午後 4 時まで

(2) 提出先

前記 5 項 (3) に同じ。

(3) 提出方法

F A X 又は電子メール。

(4) 回答方法

随時質問者に対して F A X、電子メール又は口頭等により回答する。

7 提案書の作成方法

提案書は次により作成すること。

(1) 共通事項

ア 提案書、見積書共にA4判（A3判の折込も可。縦・横は問わない。）の任意様式とし、文字の大きさは11ポイント以上とすること。

イ イラスト、イメージ図の使用等文章表現は自由とする。

ウ 片面記載とし、ホチキス等で綴じること。

エ 事業所名等提案者名が判別できるものは記載しないこと。

(2) 提案（実施方針）の内容、体裁等

別紙「令和8年度つつが地域担い手育成支援業務委託仕様書」に記載している各内容を円滑かつ着実に遂行するために、仕様書に記載している目的、業務の内容を踏まえた提案を記載するとともに、次の事項を盛り込んだ提案とすること。

各ゴール設定でのワークショップ構成

業務の実施体制（ファシリテーターの配置、運営スタッフなど）

講師プラン

契約締結日から令和9年3月31日までの業務スケジュール

体験型交流イベントの内容

その他、独自の提案など

8 提案書の提出方法

提案書は次により提出すること。

(1) 提出書類

提案書

見積書（任意様式）

(2) 提出部数

原本1部、写し6部

原本1部

原本には事業所名が確認できる表紙を付すこと（任意様式）。

(3) 提出期限

令和8年6月19日（金）午後4時まで

(4) 提出先

前記5項（3）に同じ。

(5) 提出方法

前記5項（4）に同じ。

9 提案書に関する質問書の提出手続等

提案書の作成又は提出に関する質問がある場合は、「【様式4】質問書」により提出すること。（簡易的なものについては電話可。）

(1) 質問書の提出期間

令和 8 年 6 月 1 5 日 (月) 午後 4 時まで

(2) 提出先

前記 5 項 (3) に同じ。

(3) 提出方法

電子メール。

(4) 回答方法

令和 8 年 6 月 1 7 日 (水) 午後 4 時までに全プロポーザル参加者に対してメール又は FAX により回答する。(簡易的なものについては随時口頭で回答。)

10 審査及び優先交渉権者の特定等について

(1) 審査・選定方法

「プロポーザル選定委員会」においてプレゼンテーション及びヒアリング(以下「プレゼンテーション等」という。)による審査で評価・順位付けを行い、1 位と順位付けした委員数が多い者を優先交渉権者とする。なお、審査は非公表とする。また、特定された優先交渉権者に対しては、原則として当該業務を委託するものとするが、優先交渉権者との間で契約が成立しない場合は、次点の者と契約の交渉を行うものとする。

(2) 審査評価基準

ア 審査評価は、審査評価表(別紙 1)に基づき行う。

イ 各委員の評価点を合算した値が最低基準点に満たない場合は、契約候補者として特定しない。

(3) プレゼンテーション等

ア プロポーザル参加者により提案書等を用いてプレゼンテーション等を行い、選定委員会でのヒアリングを実施し、評価・順位付けを行う。

イ 提案者が 1 事業者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。

ウ ヒアリング日時等詳細については別途プロポーザル参加者に通知する。

エ 説明者は、配置予定管理責任者 1 名及び配置予定担当者 1 名を含む計 3 名以内に限定され、原則として代理の出席は認めない。なお、配置予定管理責任者及び配置予定担当者は原則として必ず出席すること。

オ プレゼンテーションソフトウェア(パワーポイント等)の使用は認めるが、電源、プロジェクター及びスクリーン以外はすべてプロポーザル参加者側で持参すること。ただし、安芸太田町が用意したプロジェクターと持参した PC が正常に接続できるか否かは保証しないため、プロジェクターについても持参されることを推奨する。

カ ヒアリングは約 3 0 分(説明 1 5 分以内、質疑 1 5 分程度)を予定し、順次個別に行う(参加事業者が 3 社以上となった場合、ヒアリング時間を変更する場合がある。)

(4) 審査結果の通知

審査の結果は、令和 8 年 6 月 2 9 日 (月) 頃に通知する。なお、結果についての異議申し立ては一切受け付けない。

(5) 審査結果の公表

選定の手続や過程等の透明性を高めるため、優先交渉権者を決定し、契約を締結した後、次の内容を町ホームページにおいて公表するものとする。

ア 優先交渉権者名並びにその提案金額

イ 全提案事業者の名称（申込順。提案事業者が2者の場合は公表しない。）

ウ 全提案事業者の順位付け及び合計得点

（1位と順位付けした委員数の順。優先交渉権者以外は記号（アルファベット）表示）

(6) 契約交渉における注意事項

ア 参加希望時に記載した管理責任者及び担当者は、原則として変更できないものとする。

イ 提案書に記載した履行体制は、原則として変更できないものとする。

ウ 発注者は提案内容に拘束されないものとする。

エ 発注者は契約時に、仕様書等契約に必要な書類の作成を求めることができるものとする。

11 参加希望書・提案書の取り扱い

(1) 提出後の訂正、追加及び再提出は認めない。

(2) 提出後は返却しない。

(3) 著作権はそれぞれの提出者に帰属する。ただし、契約締結事業者の提案書に係る書類の著作権は、安芸太田町に帰属するものとする。

(4) 提出者に無断で使用しない。

(5) 原則として非公開とするが、公平性及び透明性の確保のため必要が生じたときは公表する場合がある。

12 その他

(1) 本プロポーザルに関わる一切の費用については、各書類提出者の負担とする。

(2) 次に該当した場合は、参加希望書及び提案書を無効するとともに、指名除外措置を行うことがある。

ア 参加希望書又は提案書に虚偽の記載をした場合

イ この公告に定める各事項に違反した場合

ウ その他不正又は不誠実な行為があった場合